

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

規則	ページ
秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(八二・総務課)……………	1
訓令	
秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令(一八・人事課)……………	1

規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年八月十九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第八十二号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条の四第三項の表仙北地域振興局建設部の項中「仙北郡田沢湖町田沢」を「仙北市田沢湖田沢」に改める。

第三十二条中「同条例」を「行政機関設置条例」に改め、同条の表秋田県仙北福祉事務所の項中「大仙市」を「大仙市 仙北市」に改める。

第二百四十五条第三項の表中第五十一号を第五十二号とし、第九号から第五十号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九	IT改革 推進監	情報企画課	上司の命を受けて、情報化に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。
---	-------------	-------	---------------------------------------

附 則
この規則は、平成十七年八月二十二日から施行する。ただし、第三十二条の改正規定(同条の表秋田県仙北福祉事務所の項の改正規定を除く。)は公布の日から、第十五条の四第三項の表仙北地域振興局建設部の項及び第三十二条の表秋田県仙北福祉事務所の項の改正規定は同年九月二十日から施行する。

訓 令

秋田県訓令第十八号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年八月十九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田県事務決裁規程(昭和五十一年秋田県訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第四項中「、防災監」の下に「、IT改革推進監」を加える。

第十条第一項の表本庁の項第五号中「試験研究推進課長」の下に「、情報企画課長」を加え、同項第十七号を同項第十八号とし、同項第十六号中「当該事務を担当する」を削り、同号を同項第十七号とし、同項第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十一 情報企画課長	
IT改革推進監	当該事務を所掌する班の班長
当該事務を所掌する班	当該事務を所掌する班の班長

別表第二部長専決事項の欄第十七号中「、守秘課」の次に「、IT改革推進課」を加える。

附 則

この訓令は、平成十七年八月二十二日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄